

別表七（一）付表四の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が令第113条第5項《控除未済欠損金額の計算に係る特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

- 2 「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る金額」 8 は、次により
「別表七(一)付表一「8」-「12」」

記載します。

- (1) 別表七(一)付表一「8」に内書として記載した金額がある場合には、当該金額を別表七(一)付表一「8」の金額から控除して計算します。
- (2) 令第113条第5項第3号ロに規定する支配関係事業年度以後の事業年度に法第80条第5項《欠損金の繰戻しによる還付》において準用する同条第1項又は法第144条の13第11項《欠損金の繰戻しによる還

付》において準用する同条第1項若しくは第2項に規定する欠損事業年度（以下「災害欠損事業年度」といいます。）がある場合には、当該災害事業年度において生じた欠損金額のうち法第80条第5項《欠損金の繰戻しによる還付》において準用する同条第1項又は法第144条の13第11項《欠損金の繰戻しによる還付》において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額を別表七(一)付表一「8」の金額（当該災害欠損事業年度又は震災欠損事業年度に係る部分に限ります。）から控除して計算します。